資料11

○犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例

令和８年３月27日条例第５号

犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、犬山市障害共生基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市民の障害福祉の増進及び障害福祉施設の充実を図るため、基金を設置する。

（積立て）

第３条　基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額とする。

（管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用収益の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、市民の障害福祉の増進及び障害福祉施設の充実を図るための事業に使用し、又はこの基金に編入するものとする。

（処分）

第６条　市長は、市民の障害福祉の増進及び障害福祉施設の充実に必要な経費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。

２　市長は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第２項に定める保険事故が生じたときは、基金の一部又は全部を市債の償還の財源に充てることができる。

（繰替運用）

第７条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。